

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

徳 島 県 知 事 後 藤 田 正 純

徳島県条例第25号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和39年徳島県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第4号中「第7条の2」を「第7条の2第1号」に、「同条」を「同号」に、「4分の1」を「2分の1」に改める。

別表徳島県立三好病院の項中「緩和ケア内科」を「緩和ケア内科 糖尿病内科」に改め、同表徳島県立海部病院の項中「整形外科」を「整形外科 精神科」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。